

建設発生土の不適正処分について

山形河川国道事務所が発注した下記工事において、建設発生土（約27m³ ダンプトラック約5台分の残土）の搬出先を請負業者が独断で変更した旨、10月27日に請負業者から申し出がありました。

建設発生土は、不適正処分を防止するために、その搬出先を発注者が予め指定し、必要な運搬費と処分費を発注者が負担することとなっています。

今回の不適正処分は、請負業者が発注者と協議すること無く、発注者が予め指定した搬出先（工事現場からの距離約23km）と異なった箇所（工事現場からの距離約7km）に建設発生土の搬出先を変更したものです。

請負業者が発注者と協議すること無く短縮した運搬距離相当分の費用（11万2千円）については、請負業者から発注者に返納するよう10月29日に手続きを行いました。

また、平成21年度及び平成22年度に山形河川国道事務所が発注した工事全数を調査したところ、建設発生土を不適正処分した工事はありませんでした。

さらに、山形河川国道事務所が当該工事現場及び工事竣工書類の調査を10月28日に行ったところ、搬出された建設発生土には廃棄物は含まれておらず、当該工事で発生したコンクリート殻等の産業廃棄物は別途適正に処分されていたことを確認しました。

山形河川国道事務所においては、工事監督の一層の強化を行って建設発生土の不適正処分を防止するとともに、山形県環境部局と相談しながら対応してまいります。

請負業者である(株)後藤組においては、社員教育の充実等の再発防止策を実施いたします。

【 記 】

工 事 名 : 平成21年度米沢国道東地区維持工事
工 事 区 間 : 国道13号 米沢市万世町刈安～南陽市元中山
L=40.3km
請 負 者 : (株)後藤組

《記者発表会：山形県政記者クラブ》

【問い合わせ先】

国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所
道路副所長 たかはし としひこ
高橋 敏彦 TEL：023-688-8421（代表）